

目 次

会計処理適正化に関する提言

1	会計処理適正化検討委員会の設置経緯	1
2	横領事案の概要	1
3	事案発生の原因分析	.3
	(1)内部統制が十分機能しなかった点	. 3
	(2)現金の取扱いに係る危険性を重視していなかった点	.3
	(3)規程、業務マニュアル等の整備が不十分であった点	. 4
4	再発防止に関する提言事項	. 5
	(1)総括的な提言(法人全体に関するもの)	. 5
	(2)周辺会計に関わる各論的提言	. 6
5	資料編	
	·公立大学法人福知山公立大学会計処理適正化検討委員会規程	. 8
	·福知山公立大学会計処理適正化検討委員会 委員名簿	. 9
	·福知山公立大学会計処理適正化検討委員会 審議日程	10

1 会計処理適正化検討委員会の設置経緯

今般、本法人の専任職員が、本学の在学生で構成される福知山公立大学学友会 (以下「学友会」という。)及び在学生の保護者を中心に構成される福知山公立大学 教育後援会(以下「教育後援会」という。)の会計処理において、不適正な経理により その資金を横領したことが判明した。

このことを受け、本学は、令和5年4月 26 日付けで学友会及び教育後援会を中心に会計処理の適正化策を検討するため、理事、教職員及び外部有識者で構成する会計処理適正化検討委員会(以下「本委員会」という。)を設置し、開学以降の学友会及び教育後援会の会計(以下「周辺会計」という。)の会計処理の再点検を行い、問題点の検証と適正化について検討し、関連して本学の会計処理全体の検証を行った。

今回の不正事案は、学生、父母等はもとより市民や本学を支援いただいている多くの関係者からの信頼を大きく損ねるものであり、信頼回復への道は決して容易ではなく、全ての本学職員が改めて公立大学法人職員としての使命を再確認し、組織一丸となって再発防止と会計処理の適正化を行い、信頼回復に努めていく必要がある。

ここに本委員会の調査結果をまとめ、会計処理の適正化に関する提言を行う。

2 横領事案の概要

本学では、平成28年の開学以来、在学生で構成される学友会及び在学生の父母等を中心に構成される教育後援会を設置して、学生の教育、生活、地域活動に対して様々な支援を行ってきた経過がある。

そして、両会の日常的な支出や収入に係る会計事務は、両会より委任を受けて本 学事務局の学務・学生支援グループで行ってきたところである。

こうした中、令和3年度当時に事務局学務・学生支援グループ(学生担当)に所属していた専任職員(以下「元職員」という。)が、その立場を利用して学友会及び教育後援会の資金を二度にわたり不正に出金して現金1,075,000円を横領していた。

令和4年度に実施した内部監査によりこの事実が判明し、元職員も横領の事実を認めたことから、本学は元職員に対して令和5年4月 18 日付けで「懲戒解雇処分」を行った。

その後、本委員会が周辺会計にかかる追加調査を行ったところ、元職員は令和3年度から同4年度にかけて学友会公認学生団体の解散に伴う補助金の返還金として大学事務局に届けられた現金3件(合計 113,837円)を学友会口座に入金すること

なく、そのまま横領していたことが新たに判明した。元職員はこの事実も認めたため、 本学は令和5年6月 29 日に追加横領事案として公表した。

なお、元職員はこれら全5件の横領額は全て私的に費消したと証言し、横領額全額 を、被害を受けた学友会、教育後援会及び本学卒業生に弁済している。

(元職員による横領事案の概要)

時期	横領額	内容	
令和3年 6月9日	75,000円	退学学生への会費の返還を名目に、学友会 及び教育後援会それぞれの口座から現金を 出金し、持ち去った。(出金処理の不正)	
令和3年 7月20日	53,100円	公認学生団体の2団体の学生が、解散返還 金としてそれぞれ事務局に持参した現金を、	
令和3年 8月23日	10,737 円	学友会会計に入金せずに横領した。 (収受現金の不適正管理)	
令和3年 10月8日	1,000,000円	大学祭実行委員会への補助金として学友会 口座から出金した 2,000,000 円のうち 1,000,000 円を現金で持ち去った。 (出金処理の不正)	
令和 4 年 5 月 27 日	50,000円	在学時に公認団体の責任者を務めていた卒業学生に対し、元職員が解散返還金の名目で大学宛に現金で送金するよう求めた。卒業学生は手元に団体通帳がなく自己資金でこれに応じ、元職員は送られた現金を横領した。当該公認団体は実際には解散しておらず、元職員が卒業学生に対して、支払う必要のない返還金を送金させたもの(収受現金の不適正管理)	
合計	1,188,837円		

※学友会から公認学生団体への活動補助金の取扱い

学友会は公認学生団体に対し年間 50,000 円を上限に活動補助金を交付しており、団体が解散や休止した際に補助金の未執行残額がある場合は、学友会に返還をすることとしている。

3 事案発生の原因分析

このたびの不正事案は、本学が管理する周辺会計資金の横領という非違行為を行った元職員の倫理欠如、反社会性に起因するところも大きいが、一方で不正な処理を未然に防止することや早期に発見できなかったことは、本学の会計処理や組織運営にも問題があったと言わざるを得ない。

まずもって、公立大学法人の会計(以下「法人会計」という。)は、地方独立行政法 人会計基準や各種規程に則って日々の会計処理を行うとともに、毎年度、外部監査 人の監査、監事監査を経た財務状況の公表など、体系的なルールのもとで運営され ている。

一方で、本委員会で不正行為を行った元職員が関与した過去の法人会計の経理 処理についても再点検を行ったが、不正の事実は確認されなかった。

他方で、周辺会計の業務に関しては、本学組織の職員数の問題を背景として、その管理運営に十分なリソースを配分できなかったこともあり、法人会計のようなガバナンスが十分機能していない面があった。

本委員会では、本学の内部監査報告や外部監査人と連携しての開学以降の周辺会計の処理の実態調査などをもとに、次のとおり事案発生の原因を整理した。

(1)内部統制が十分機能しなかった点

元職員が二度にわたり不正な現金の出金を行い得た背景には、当時、周辺会計は一つのグループ内で会計処理が完結しており、支出決裁が通った後は通帳と印鑑があれば金融機関の窓口で出金や振込が一人の担当者の手で可能な環境があったことが指摘できる。加えて、支出行為の履行確認や関連文書の管理も十分に行われていなかったことが挙げられる。

本来であれば、支出行為の起案者と通帳管理を行う出納者を分離させた上で、支出内容の点検や適正な出納、支出後の履行確認など、上席者や第三者による厳重なチェックが行われて牽制が働くべきところであるが、会計処理、帳簿の作成、書類の管理といった会計処理のルールが明確化していなかったことに加え、職務分掌が明確化されていないなど、内部統制が十分機能していない状況が、事案発生の原因となったものと考えられる。

(2)現金の取扱いに係る危険性を重視していなかった点

学生団体の返還金として大学事務局に届いた現金が横領された事案では、学友会の帳簿に現金収受の記載がなく、受領書等の証憑書類も保存されていなかったことから、発覚までに時間を要することとなった。

多数の学生向け支援の事業を実施している周辺会計の業務の特性から、事務局 窓口において学生との間で日常的に現金のやりとりが行われていたにもかかわらず、 現金の保管や収受記録を管理するシステムが確立されていなかった。

現金の取扱いにおいては、収受やその内訳、摘要などが記録されなければ、簿外で不明朗な取扱いがされた際に第三者が把握することが困難となる。職員は不正を行わないという性善説に基づき、こうした現金の取扱いに係る危険性を重視していなかった点が、事案発生の原因となったものと考えられる。

(3)規程、業務マニュアル等の整備が不十分であった点

本委員会で開学以来の周辺会計の書類を再確認したが、学友会会則、教育後援会会則及び教育後援会会費運用に係る取扱要綱などは開学時に整備されて以降、 更新や改訂が行われてこなかった。

その後の業務拡大に対応しながら、マニュアルも徐々に整備されつつあったものの、 職員の異動時に事務引継ぎの不十分さや整備したマニュアルの共有がなされていな いことなどにより、担当者ごとに運用が変わっていたり、出納書類に日付等や受領印 がないなどの証憑書類の不備や保存されていないものが多く見受けられた。

事務処理にあたって参照する各規程や業務マニュアル等は、効率的な事務処理に必要なだけではなく、適正な手続きであることを担保するという意味を持つ。したがって、こうした規程、業務マニュアル等の整備が不十分であると、当該事務処理が何に基づいているのか、そうした手続きが正しいのかを事後的に検証することが困難であり、担当者任せの運用を一時的にも許してしまう余地が生じる。

こうした規程、業務マニュアル等の整備が不十分であった点が、事案発生の原因となったものと考えられる。

4 再発防止に関する提言事項

「3 事案発生の原因分析」において示したように、本件事案はいずれも周辺会計の会計処理をめぐる不手際に起因するものであった。だが、3-(1)において示した内部統制の機能不全という問題は、これを放置すれば、周辺会計のみならず法人会計の本体の運営を損なう可能性のある危険な因子である。そこで、本委員会による再発防止に関する提言は、はじめに(1)総括的な提言(法人全体に関するもの)から始め、ついで(2)周辺会計に関わる各論的な提言に進むという順で行っていく。

(1)総括的な提言(法人全体に関するもの)

ア 内部統制の強化について

今回の不正事案は、大学法人の会計ではなく、学友会と教育後援会の組織の会計処理の中で発生した。周辺会計は、団体より大学が委任をうけて日常的な事務処理を行っているため、本来は法人会計と同様に内部統制の仕組みを適用するべき範疇であったといえる。内部統制の整備運用が良好であったならば本事案は防止できたか、あるいはより早期に発見できた可能性がある。内部統制の重要性は、周辺会計のみならず、本体会計に関しても当てはまることは言うまでもない。

本学における不測の損害を回避し、業務の適正化、効率化を達成するため、「信じるが確認する(Trust, but Confirm)」という内部統制の基本姿勢のもと、業務のモニタリング、監査の充実を図り、内部統制を強化すること。

イ 本法人の教職員としての強い自覚を持つことについて

公立大学法人福知山公立大学職員就業規則第 31 条第1項には、「職員は地方独立行政法人法に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、その職員にふさわしい言動に努め、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。」と規定されており、同じく第 37 条第1項には「職員は、その職務に係る倫理の保持に努めなければならない。」と規定している。

一人ひとりの教職員がこれらの規定を遵守して、今一度、公立大学法人の教職員としての原点に立ち返り執務にあたること。

ウ 職員体制の充実と定期的な人事異動の実施について

多様化、高度化する業務に対応し、業務量に応じた事務職員の計画的な増員を 図るとともに、長期間にわたって同一の部署に配置することがないよう、定期的な 人事異動を実施するなど、事務局体制の強化を図ること。

エ コンプライアンス意識の更なる醸成について

公立大学法人の職員として法令を遵守する服務姿勢の確認とコンプライアンス 意識の向上を図るため定期的に研修を実施しているが、今回の不正事案の発生を 受けて、職員は法令、規程等を踏まえて業務にあたることとともに、決裁ラインにい る職員は、各自の職責を自覚したうえで、関係書類を点検、審査するなど会計処理 の取扱いについて一層の法令遵守と職務規範意識を高める取組みが必要となる。

このため、一般職及び管理監督職の職階に応じた体系的な研修プログラムを提供するとともに、職場内での意見交換や相談しやすい風通しのよい組織風土の醸成に取り組むこと。

オ 公益通報制度の充実について

不正行為の早期発見、是正、予防、組織改善を図るため、本学は既に公益通報制度を設置していたが、制度周知が十分ではなく通報窓口も学内に限られていたため、十分に機能していたとは言えなかった。

改めて制度の実効性を高めるため、学外通報窓口の設置、教職員等への周知、 通報を適切に処理するための学内の必要な体制整備など、制度の充実を図ること。

(2)周辺会計に関わる各論的提言

周辺会計に関しては、会則等の規程の整理や、会計処理にあたり可能な限り法人会計に準じた運用を図るとともに、学友会、教育後援会のそれぞれの関係者との連携についても意を用いて取り組む必要がある。

●具体的改善事項

ア 支出者と出納者の職務分離について

支出の起案、事業実施は従来どおり学務・学生支援グループ職員が担い、出納処理や検収(履行確認)は総務・財務グループ職員が行うことで、支出者と出納者の職務分離を行い、内部での牽制が図られる仕組みを構築すること。

イ 通帳・印章管理について

周辺会計の印章はすでに総務・財務グループが管理しているが、不正出金をさらに防ぐため、通帳管理も総務・財務グループが行い、通帳・印章の持出しや使用時のチェック機能を働かせること。

ウ 電子決裁システム(ERINGI)の導入について

法人会計で運用している電子決裁システム(ERINGI)を、周辺会計にも導入し、 起案から契約締結、履行、検収までの一連の業務の決裁文書のデータ保管による 予算管理の透明化と事務引継や監査時の効率化を図ること。

エ 窓口での現金の取扱いの廃止について

事務局窓口において学生との間で日常的に行われてきた現金の取扱いを廃止し、口座振込に一本化することで、現金の取扱いにかかる危険性を排除すること。

オ ネットバンキングの導入について

周辺会計口座にネットバンキングを導入し、金融機関窓口での現金の取扱いも廃止することで、現金の取扱いにかかる危険性を排除するとともに、出納処理の効率化を図ること。

カ 業務フローの作成と更新について

学生が増加する中で、学友会、教育後援会の事業も年々多様化している。それ ぞれの業務フローを作成するとともに運用後も適宜改善、見直しを行い、適正かつ 効率的な事業推進を図ること。

キ ステークホルダーとのコミュニケーションについて

学友会、教育後援会の主体は学生やその父母等であり、本学は委任を受けて両会の円滑な運営を担う立場にある。事業計画の立案、予算編成、事業実施、決算など運営の一連の過程において、役員を中心に関係者と丁寧なコミュニケーションを行い、ニーズや意見を踏まえながら両会の活動を支援し、両会からの信頼回復に努めること。

ク その他の周辺会計について

学友会、教育後援会だけでなく、学園祭実行委員会等の多額の資金を扱う団体 についても、適切な会計処理や内部統制の体制を整備すること。

以上

公立大学法人福知山公立大学会計処理適正化検討委員会規程

(目的)

- 第1条 福知山公立大学学友会等資産横領事案の発生を受け、原因の究明と会計処理の適正化 に向けて必要な対策を検討するため、公立大学法人福知山公立大学(以下「本法人」とい
 - う。) に、公立大学法人福知山公立大学会計処理適正化検討委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(委員会の構成)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し理事長が任命する。
 - (1) 理事
 - (2) 教職員
 - (3) 外部有識者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、令和5年4月26日から令和5年7月31日までとする。ただし、必要に 応じて任期を延長することができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の中から理事長が指名する。
- 3 委員長は、必要に応じ、第1条の目的を達成するために必要な関係者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 福知山公立大学学友会会計及び福知山公立大学教育後援会会計に係る会計処理の問題 点の検証と適正化に必要な措置の提言
 - (2) 前号に関連して必要な本法人の会計処理の検証
 - (3) その他第1条の目的のために必要と認められる事項

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。
- 3 議長は、委員会を主宰し、提言を取りまとめる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務・財務グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

○福知山公立大学会計処理適正化検討委員会 委員名簿

役職	所属·職名等	氏名(敬称略)
委員長	福知山公立大学理事·副学長· 地域経営学部長	倉田 良樹
委員	福知山公立大学情報学部教授	倉本 到
委員	福知山公立大学地域経営学部教授	井上 直樹
委員	外部有識者(公認会計士)	吉田 周邦
委員	福知山公立大学事務局長	岸本 範義

○福知山公立大学会計処理適正化検討委員会 審議日程

	日時	場所	主な内容
第 1 回	令和 5 年 5 月 12 日(金) 午後12 時 50 分から	福知山公立大学	・会計処理適正化委員会設置の目的と 所掌について・周辺会計の処理について・横領事案の追加調査について
第 2 回	令和 5 年 6 月 1 日(木) 午後 2 時 30 分から	福知山公立大学	・横領事案の追加調査報告について ・周辺会計の経理フローの適正化につ いて ・教育後援会について ・学友会について
第 3 回	令和 5 年 7 月 6 日(木) 午後 2 時 30 分から	福知山公立大学	・教育後援会 会則の改正及び経理フローの適正化について ・学友会会則の改正及び経理フローの 適正化について ・提言について
第 4 回	令和 5 年 7 月 27 日(木) 午後 2 時 30 分から	福知山公立大学	・提言について・内部統制の基本姿勢について